

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	中城村地方税賦課収納関連事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中城村は、地方税賦課収納関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

地方税賦課収納関連業務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、委託先による情報の不正な利用等への対策として、委託先事業者との間に、個人情報の保護、秘密保持及び取扱いに関する事項を契約に含め締結することで万全を期す。

評価実施機関名

中城村

公表日

平成30年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	地方税賦課収納関連事務
②事務の概要	・地方税その他の地方税に関する法律及び村税条例に基づき、納税者からの申告又は調査等により課税し徴収する。また、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付、納税者からの納付のない場合や納税額が課税額より少ない場合は督促を行ったあと、催告書を送付後、未納の場合は滞納整理を行う。 ・納税者等からの申請に基づき、税情報から課税証明書、所得証明書等を発行する。 【特定個人情報ファイルを取り扱う業務】 1. 納税者からの申告情報、届出及び調査等による課税管理業務（個人住民税、法人住民税、固定資産税、軽自動車税、特別保有税、国民健康保険税） 2. 収納及び課税の情報による収納、還付、充当等を行う収納管理業務 3. 滞納者情報による督促状及び催告状等の送付や滞納整理を行う滞納管理業務 4. 納税者の宛名情報の特定や突合を行う共通宛名管理業務 【事務処理の流れ】 地方税その他の地方税に関する法律及び村税条例に基づく村税の賦課徴収に関する事務であって、主務省令で定めるもの ①納税者から提出される申告書等を受付、確認を行う ②納税者からの情報により、減免決定等の確認を行う ③番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携し、情報の照会及び提供を行う ④必要に応じ、納税者や申告書等の内容を調査する ⑤②及び③により決定した減免決定について、納税者に減免決定通知書を送付する ⑥①～④により課税した内容について納税者に納税通知書を送付する ⑦納税者が納付書により納付したことについて、金融機関等からの領収済通知書等により確認を行う ⑧納付額が課税額より多い場合は超過額を還付のうえ、納税者に還付通知書を送付する ⑨納税者からの納税証明書交付申請書を受付、確認を行い、納税証明書を発行する ⑩賦課情報に基づき、申請に応じて課税、所得、評価等の証明書を発行する ⑪納税者からの納税が無い場合や納税額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する ⑫督促した納税者から納付が無い場合や納付額が課税額より少ない場合は、滞納整理を行う
③システムの名称	住民税システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、収納管理システム、滞納管理システム、地方税電子申告支援システム、庁内統合宛名システム、中間サーバー連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
住民税課税台帳ファイル、資産情報ファイル、課税台帳情報ファイル、軽自動車税情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル、地方税電子申告情報ファイル、国税連携情報ファイル、年金特徴情報ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の16の項並びに地方税法等
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法19条第7号 別表第二(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、28、29、31、34、35、37、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長	税務課長 知名勉
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	中城村（総務課） 中城村字当間176番地 098-895-2131
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	中城村（税務課） 中城村字当間176番地 098-895-2131

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成28年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成28年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

[illegible]